

昭和五十四年通商産業省令第七十七号

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和五十四年法律第三十三号)第二条第二項、第三条第四項第一号及び第三号、第二項並びに第四項並びに第六条の規定に基づき、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(以下「法」という)及び特定ガス消費機器の設置工事に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百三十号)以下「令」という)において使用する用語の例による。

(軽微な工事)

第二条 法第二条第二項の経済産業省令で定める軽微な工事は、次のとおりとする。

一 特定ガス消費機器であつて、屋外に設置されるものの設置又は変更の工事(屋内に位置を変更するものを除く)。

二 特定ガス消費機器に該当する燃焼器に接続される排気筒又は当該排気筒に接続される排氣扇(以下「排気筒等」という)の変更の工事であつて、当該排気筒等の材料、位置、形状又は能力の変更を伴わないもの(密閉式の特定ガス消費機器の給排気部に係るもの及び前号に掲げるものを除く)。

三 特定ガス消費機器に該当する燃焼器の変更又は告示で定める安全装置の機能の変更を伴わないもの(密閉式の特定ガス消費機器の設置場所、排気筒等の形状及び能力のことを指すこと)。

(監督の方法)

第三条 法第三条の規定による監督は、次の各号により行うものとする。

一 特定工事の施工場所において、特定ガス消費機器の設置場所、排気筒等の機能を喪失させてはならないことを指示すること。

二 特定工事の施工場所において、特定工事の作業を監督すること。

三 特定工事の施工場所において、特定ガス消費機器がガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第一百五十九条第二項又は液化石油ガ

スの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十五条の五の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることを確認すること。

(指定の申請)

第三条の一 法第四条第一項第一号の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(申請書及び添付書類)

第三条の三 前条の申請は、様式第一による申請書に次の各号に掲げる添付書類を添えて、指定を受けようとする日の四月前までに、経済産業大臣に提出して行うものとする。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書並びに事業報告書又はこれらに準ずるもの(法第四条第一項第一号の指定を受けようとする者が当該申請の日を含む事業年度に設立された法人である場合には、その設立時における財産目録又はこれらに準

ずるもの)

三 申請の日を含む事業年度における事業計画書

四 法第四条第一項第一号の指定後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算書

五 役員の氏名及び経歴を記載した書類

六 法第四条第一項第一号の指定後三年間の同一号に規定する講習(以下「資格講習」といいう。)に係る業務(以下「資格講習業務」という。)の実施に関する計画書

七 次条第一項第一号イ及びロに掲げる事由に該当しないことを説明した書類

八 資格講習業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

(指定の基準)

第三条の四 経済産業大臣は、第三条の二の申請を行つた者が次の各号に適合していると認めるときは、その指定を行うものとする。

一 次に掲げる事由に該当しないこと。

イ 第四条の七の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

ロ その業務を行ふ役員のうちに法又は法

及び前号に掲げるものを除く。)

第三条の五 経済産業大臣は、第三条の四の規定により合併によつて指定資格講習機関の地位を承継した法人にあつては、そ

う。が第一項各号(第一号を除く。)のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、その指定

資格講習機関に対し、これらの規定に適合す

かに必要な措置をとるべきことを勧告するこ

とができる。

(指定資格講習機関の名称等の変更の届出)
第三条の五 指定資格講習機関は、第三条の四第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(指定の更新)
第三条の六 法第四条第一項第一号の指定は、当該指定を受けた日の属する年度の初日から起算して三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第三条の二から第三条の四までの規定は、前項の規定について準用する。この場合において、第三条の三中「様式第一」とあるのは「様式第二」と読み替えるものとする。

(承継)

第三条の七 指定資格講習機関が当該指定に係る

事業(以下「指定資格講習事業」という。)の全部を譲渡し、又は指定資格講習機関について

合併若しくは分割(指定資格講習事業の全部を

承継させるものに限る。)があつたときは、他の事項についての資格講習業務の実施に関する計画が、資格講習業務の適確な実施のために適切なものであることを確認すること。

二 職員、設備、資格講習業務の実施の方法そ

の他の事項についての資格講習業務の実施に

関する計画が、資格講習業務の適確な実施のためには合併する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により設立した法人若しくは分割によ

り指定資格講習事業の全部を承継した法人が第

三条の四第一項第一号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

三 前号の資格講習業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

四 法人であること。

五 資格講習業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行ふことによつて資格講習業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

六 資格講習機関指定簿に次に掲げる

事項を記載してするものとする。

一 指定年月日及び指定番号

二 指定を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 資格講習業務を行う事務所の名称及び所在地

四 指定の期限

五 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指

定を受けた者(以下「指定資格講習機関」とい

う。)が第一項各号(第一号を除く。)のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、その指

定資格講習機関に対し、これらの規定に適合す

かに必要な措置をとるべきことを勧告するこ

とができる。

(指定資格講習機関の名称等の変更の届出)
第三条の五 指定資格講習機関は、第三条の四第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(指定の更新)
第三条の六 法第四条第一項第一号の指定は、当該指定を受けた日の属する年度の初日から起算して三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第三条の二から第三条の四までの規定は、前項の規定について準用する。この場合において、第三条の三中「様式第一」とあるのは「様式第二」と読み替えるものとする。

(承継)

第三条の七 指定資格講習機関が当該指定に係る

事業(以下「指定資格講習事業」という。)の全部を譲渡し、又は指定資格講習機関について

合併若しくは分割(指定資格講習事業の全部を

承継させるものに限る。)があつたときは、指

定資格講習事業の全部を譲り受けた法人又は合

併後存続する法人若しくは合併により設立した

法人若しくは分割により指定資格講習事業の全

部を承継した法人は、指定資格講習機関の地位を承継する。ただし、指定資格講習事業の全部

を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若し

くは合併により設立した法人若しくは分割によ

り指定資格講習事業の全部を承継した法人が第

三条の四第一項第一号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

| 中部 | 関東 | 北海道・東北 | 区域 | 場所 |
|---------------------|--|--------|----------------|---------|
| 富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県 | 島県 | 城県、秋田県、山形県、福島県 | 岩手県、宮城县 |
| | | | | |

| 近畿 | 中国・四 郷 | 九州・沖 | ガス | 識知基礎に関する事項 |
|------------------------------|-------------------------|---------------------|----|--|
| 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县 | 鳥取県、島根県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県 | 本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 | 講師 | 二 次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる範囲について、同表の第三欄に掲げる条件のいずれかに適合する講師により、同表の第四欄に掲げる時間以上の講義により行うこと。 |
| 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县 | 鳥取県、島根県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県 | 本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 | 時間 | 二 論理焼燃のスガ 性物及び種類のスガ |
| 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县 | 鳥取県、島根県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県 | 本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 | 時間 | 一 論理焼燃のスガ 性物及び種類のスガ |
| 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县 | 鳥取県、島根県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県 | 本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 | 時間 | 一 論理焼燃のスガ 性物及び種類のスガ |

| ガス | 識知基礎に関する事項 | ガス | ガス |
|----------------|---|----|--|
| 一 能機及び造構の置装気排給 | 二 論理によるす間に氣排給 | 一 | |
| 二 | 一 | | |
| はよる高等学校教育法又に | が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であることを認めた者であること。 | 四 | 年法律第二百四号) 第二十七条の二第三項の高圧ガス製造保安責任者免状(甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状)の付与を受けている者であることを認めた者であることを。 |
| は旧中等学校令又に | が前三号に掲げた者と同等以上の知識経験を有する者であることを認めた者であることを。 | 三 | 経済産業大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であることを。 |
| は旧高等学校教育法又に | が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であることを。 | 二 | 年法律第二百四号) 第二十七条の二第三項の高圧ガス製造保安責任者免状(甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状)の付与を受けている者であることを。 |
| は旧中等学校令又に | が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であることを。 | 一 | 年法律第二百四号) 第二十七条の二第三項の高圧ガス製造保安責任者免状(甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状)の付与を受けている者であることを。 |
| は旧中等学校令又に | が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であることを。 | | |

| 特定 | ガス | ガス | ガス |
|-----------|---------------------------------|----|--|
| 一 | 二 | 一 | |
| 二 | 一 | | |
| は旧中等学校令又に | が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であることを。 | 三 | (昭和十八年勅令第三十六号) において工業に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、特定工事に関する学科の課程を修めて卒業した者と同等以上の知識経験を有する者であることを。 |
| は旧中等学校令又に | が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であることを。 | 二 | 三 |
| は旧中等学校令又に | が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であることを。 | 一 | 三 |
| は旧中等学校令又に | が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であることを。 | | |

| 特定 | ガス | ガス | ガス |
|---------------------------------|---------------------------------|----|-----------------------|
| 一 | 二 | 一 | |
| 二 | 一 | | |
| 三 | 二 | 一 | |
| は前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であることを。 | が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であることを。 | 三 | する五年以上の経験を有する者であることを。 |
| は前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であることを。 | が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であることを。 | 二 | 三 |
| は前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であることを。 | が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であることを。 | 一 | 三 |
| は前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であることを。 | が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であることを。 | | |

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。）により提供するとの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを受け付ける方法

（指定の取消し等）

第四条の七 経済産業大臣は、指定資格講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定資格講習事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

一 第三条の四第一項第一号に適合しなくなつたとき。

二 第三条の四第三項、第四条第三項又は第四条の二第三項の規定による勧告に従わなかつたとき。

三 第三条の五、第三条の七第二項、第四条の二第一項又は第四条の四第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四条の五第一項若しくは第二項又は次条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第四条の六第一項の規定に違反したとき。

六 正当な理由がないのに第四条の六第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

七 第五条第二項の規定による公示を行わなかつたとき。

八 不正の手段により法第四条第一項第一号の指定を受けたとき。

（報告の徵収）

第四条の八 経済産業大臣は、資格講習の実施に必要な限度において、指定資格講習機関に対する方法により表示したもののが閲覧又は書き写す方法

し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせ
ることができる。

| | |
|--|--|
| 第五条 | 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合に、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。 |
| 法第四条第一号の指定期定による届出があったとき。 | 指定期定の年月日 住所並びに代表者の氏名 資格講習業務を行う事務所の名称及び所在地 指定の期限 |
| 第三条の五の一の届出があったとき。 氏名の変更のみの届出の場合(除く)。 | 変更年月日 指定資格講習機関の名称及び住所 指定の期限 |
| 第三条の六第一項の規定による更新をしたとき。 | 指定の更新年月日 二指定資格講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名 三資格講習業務を行う事務所の名称及び所在地 四指定の期限 |
| 第三条の七第一項の規定による届出があつたとき。 | 二指定資格講習機関の地位を承継した年月日 二指定資格講習機関の地位を承継された者の名称及び住所並びに代表者の氏名 三指定資格講習機関の地位を承継した者の名称及び住所並びに代表者の氏名 四指定資格講習機関の地位を承継した者が資格講習業務を行ふ事務所の名称及び所在地 月日 |
| 第四条の三の規定による承認をしたとき。 | 二指定資格講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名 二指定資格講習事業の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 |
| 第四条の七の規定により指定期定を取り消し、又は指定資格講習事業の全部若しくは一部の停止を命じたとき。 | 二指定資格講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名 |

一部の停止を命ぜ、指定資格講習事業の全部又は一部の停止を命じた場合にあつて

部の停止を命じたとき。

第五条の二 第三条の二から前条までに定めるもののはほか、資格講習について必要な事項は、経済産業大臣が定める。

(資格講習の細目)

第五条の三 資格講習を受けようとする者は、指定資格講習機関が定める受講申込書に写真(その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢の記載された縦三センチメートル、横二・四センチメートルのものであつて、申請前六月以内に撮影した無帽かつ正面に三分身像の無背景のもの。第八条、第十条の四及び第十三条第一項において同じ。)を添付して当該指定資格講習機関に提出しなければならない。

(認定の基準)

第六条 法第四条第一項第三号の認定は、次各号の一に該当する者について行う。

一 次に掲げるいずれかの資格を有する者であつて、経済産業大臣又はその指定する者が第八条の二から第八条の四までに定めるところにより行う特定工事に関する講習(以下「認定講習」という。)の課程を第八条の申請をした日の属する年度内に修了した者

イ 建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第百四号)第二十七条の二第三項の製造保安責任者免状(甲種化学責任者免状、乙種化学生責任者免状又は丙種化学責任者免状に限る。)又は同法第二十八条第一項の販売主任技術者免状の交付を受けていること。

ロ 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十七条の二第三項の製造保安責任者免状(甲種化学責任者免状、乙種化学生責任者免状又は丙種化学責任者免状に限る。)又は同法第二十九条第一項の販売主任者免状(第二種販売主任者免状に限る。)の交付を受けていること。

ハ ガス事業法第二十六条第一項のガス主任技術者免状の交付を受けていること。

二 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第六十二条第一項の規定に基づき行われる技術検定であつてその職種が一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた資格講習事業の範囲及びその期間

水　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号。以下「液化石油ガス法施行規則」という。）第二十五条第三項に定める条件に適合していること。

ヘ　昭和五十四年十一月一日までに液化石油ガス法施行規則第三十七条第三号に基づき、経済産業大臣又は都道府県知事により液化石油ガスの災害の発生の防止に関し相当の知識を有すると認められ、かつ、特定工事に関する一年以上の経験を有していること。

ト　昭和五十四年十一月一日までに社団法人日本瓦斯協会が行う需要家ガス設備点検員資格認定制度に基づく認定を受け、かつ、特定工事に関する一年以上の経験を有していること。

チ　前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することにつき経済産業大臣が定める資格を有する者

二　（認定の申請）

第八条　法第四条第一項第三号の認定を受けようとする者は、様式第十一による申請書に第六条に規定する者に該当する者であることを証明する書類及び写真を添付して産業保安監督部長に提出しなければならない。

（認定講習機関の指定の申請）

第八条の二　第六条第一号の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

（認定講習の準用等）

第八条の三　第三条の三から第三条の六までの規定は第六条第一号の指定を受けた者（以下「指定認定講習機関」という。）の申請及び指定について、第三条の七及び第四条の二から第五条の二までの規定は指定認定講習機関について準用する。この場合において、これらの規定中「法第四条第一項第一号」とあるのは「第六条第一号」と、「資格講習」とあるのは「認定講習」と、「資格講習業務」とあるのは「認定講習業務」と、「指定資格講習機関」とあるのは

「指定認定講習機関」と、「指定資格講習事業」とあるのは、「指定認定講習事業」と、第三条の三中「前条」とあるのは、「第八条の二」と、「様式第一」とあるのは、「様式第一の二」と、第三条の四第二項中「指定資格講習機関指定簿」とあるのは、「指定認定講習機関指定簿」と、第三条の五中「様式第二」とあるのは、「様式第二の二」と、第三条の六第二項中「様式第三の二」と、「第三条の七第二項中「様式第四」とあるのは、「様式第四の二」と、「第四条の二中「資格講習業務規程」とあるのは、「認定講習業務規程」と、同条第一項中「様式第五」とあるのは、「様式第五の一」と、「様式第六」とあるのは、「様式第六の一」と、「第四条の三中「様式第七」とあるのは、「様式第七の二」と、「第四条の四中「資格講習実施計画」とあるのは、「認定講習実施計画」と、同条第一項中「様式第八」とあるのは、「様式第八の二」と、「第四条の五第一項中「様式第九」とあるのは、「様式第九の二」と、「様式第十」とあるのは、「様式第十九の二」と、「資格講習修了者名簿」と、「第四条の六第二項中「資格講習受講者」とあるのは、「認定講習受講者」と、第四条の七第二号中「第四条第三項」とあるのは、「第八条の四第三項」と読み替えるものとする。

| | | | | |
|--------------------------------------|---------------------|--|-----------------------------|-----------------------------|
| | | | | |
| 近畿 | 中部 | 関東 | 北海道 | 区域 |
| 国 国 ・ 九 四 中 | | 東北 | ・ | 場所 |
| 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、島根県 | 富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県 | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 |

| 二 次の表の第一欄に掲げる科目的区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる範囲について、同表の第三欄に掲げる条件のいずれかに適合する講師により、同表の第四欄に掲げる時間以上の講義により行うこと。 | | 二 論理のす間に気排給する機器に係る知識基礎に関する機能及び造構の置装 | | ガス | 科目 |
|--|---|-------------------------------------|---|---|----|
| | | | | ガス | 科目 |
| 範囲 | 講師 | 時間 | | | |
| 宮崎県、鹿児島県、沖縄県 | 一 講師 | 一時間 | 二 | 論理のす間に気排給する機器に係る知識基礎に関する機能及び造構の置装 | ガス |
| 岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 | 一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校 | 一時間 | 一 | 学校教育法による大学若しくは旧専門学校令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校を修めた卒業した者を含む。(当該学科の課程を修め卒業した者を含む。)であつて、特定工事に關する三年以上の経験を有する者であること。 | ガス |
| 三 経済産業大臣が前二号に掲げた者と同等以上であること。 | 二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による工業学校令において工業に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、特定工事に関する五年以上の経験を有する者 | 一時間 | 二 | 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による工業学校令において工業に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、特定工事に関する五年以上の経験を有する者であること。 | ガス |

| | |
|--|--|
| 特 定 事 工 欠 に 係 る 故 事 る 例 | 費 機 器 の 安 保 に 關 す る 法 令 |
| 特 定 事 工 欠 に 係 る 故 事 る 例 | 規 則 並 び そ に 他 の 関 係 法 令 |
| 一 時 | 期 間 |
| 二 間 | 三 年 |

| | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|---|--|---|--------------------------------------|---|--|----------------------------------|
| <p>十二 認定講習終了後、指定認定講習機関は、認定講習を修了した者に対し、認定講習の修了を証する書面（以下「修了証」という。）を交付しなければならない。</p> <p>指定認定講習機関は、毎事業年度、各都道府県において予想される受講を希望する者の受講の機会を確保するよう努めなければならない。</p> | <p>十四 認定講習の業務を行う場合にあつては、当該業務が認定講習業務と誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。</p> | <p>十五 認定講習の業務（以下「認定講習業務」という。）の適正な実施に必要と認められる額であることを定めること。</p> | <p>十六 講師は、講義中にされた講義の内容に関する受講者の質問に對し、講義中に適切に応答すること。</p> | <p>十七 の認定講習の受講者の数は、講師一人につきおおむね二百人以下とすること。</p> | <p>十八 前条の規定により読み替えて準用する第四条の二第一項の規定により届け出た同項に規定する認定講習業務規程を遵守すること。</p> | <p>十九 認定講習の受講手数料が、認定講習に係る業務（以下「認定講習業務」という。）の適正な実施に必要と認められる額であること。</p> | <p>二十 認定講習の受講手数料は、全国的に統一して定めること。</p> | <p>二十一 認定講習業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が認定講習業務と誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。</p> | <p>二十二 認定講習終了後、指定認定講習機関は、認定講習を修了した者に対し、認定講習の修了を証する書面（以下「修了証」という。）を交付しなければならない。</p> | <p>二十三 前号の修了証は様式第十二によるものとする。</p> |
| <p>三 経済産業大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p> | <p>備考 この表において、認定講習の範囲は、労働安全衛生法施行令第一条第三号に掲げるボイラードに関する知識を含まないものとする。</p> <p>三 不正確な受講を防止するための措置を講じること。</p> <p>四 第二号の表の第二欄に掲げる事項を含む適切な内容の教科書及び視聴覚教材その他の教材（以下「認定講習の教材等」という。）を用いること。</p> <p>五 認定講習の教材等（視聴覚教材を用いる場合にあつては視聴覚教材を除く。）は、受講者に配布すること。</p> <p>六 講師は、講義中にされた講義の内容に関する受講者の質問に對し、講義中に適切に応答すること。</p> <p>七 の認定講習の受講者の数は、講師一人につきおおむね二百人以下とすること。</p> <p>八 前条の規定により読み替えて準用する第四条の二第一項の規定により届け出た同項に規定する認定講習業務規程を遵守すること。</p> <p>九 認定講習の受講手数料が、認定講習に係る業務（以下「認定講習業務」という。）の適正な実施に必要と認められる額であること。</p> <p>十 認定講習の受講手数料は、全国的に統一して定めること。</p> <p>十一 認定講習業務以外の業務を行う場合にあつては、当該業務が認定講習業務と誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。</p> <p>十二 認定講習終了後、指定認定講習機関は、認定講習を修了した者に対し、認定講習の修了を証する書面（以下「修了証」という。）を交付しなければならない。</p> <p>指定認定講習機関は、毎事業年度、各都道府県において予想される受講を希望する者の受講の機会を確保するよう努めなければならない。</p> | | | | | | | | | |

した者であつて、特定工事に関する五年以上の経験を有する者であること。

3 経済産業大臣は、指定認定講習機関が行う認定講習が第一項各号の基準に適合していないと認めるとときは、当該指定認定講習機関に対し、認定講習の方法その他の業務の改善に關し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
(再講習)

3 経済産業大臣は、指定認定講習機関が行う認定講習が第一項各号の基準に適合していないと認めるとときは、当該指定認定講習機関に対し認定講習の方法その他の業務の方法の改善に関する必要な措置をとるべきことを勧告することがができる。
(再講習)

第九条 法第四条第二項の経済産業省令で定める期間は、資格証の交付を受けた日（同項に規定する講習（以下「再講習」という。）で第二回目以降のものについては、前回の再講習を受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から三年とする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期間内に再講習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に再講習を受けなければならない。

(再講習機関の指定の申請)

第十条 法第四条第二項の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。
(再講習の準用等)

第十条の二 第三条の三から第三条の六までの規定は法第四条第二項の指定を受けた者（以下「指定再講習機関」という。）の申請及び指定について、第三条の七及び第四条の二から第五条の二までの規定は指定再講習機関について準用する。この場合において、これらの規定中「法第四条第一項第一号」とあるのは「法第四条第二項」と、「資格講習」とあるのは「再講習」と、「資格講習業務」とあるのは「再講習業務」と、「指定資格講習機関」とあるのは「指定再講習機関」と、「指定資格講習事業」とあるのは「指定再講習事業」と、「第三条の三中「前項」」と、「第三条の三中「前項」」とあるのは「第十条」と、「様式第一」と、「様式第二」とあるのは「様式第一の三」と、「様式第二の三」と、「第三条の四第二項中「指定資格講習機関指定簿」とあるのは「指定再講習機関指定簿」と、「第三条の五中「様式第一」とあるのは「様式第一の三」と、「様式第二」とあるのは「様式第二の三」と、「第三条の六第二項中「様式第三」とあるのは「様式第三の三」と、「第三条の七第二項中「様式第四」とあるのは「様式第四の三」と、「第四条の二中「資格講習業務規程」とあるのは「再講習業務規程」と、「同条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第五の三」と、「様式第六」とあるのは「様式第六の三」と、「第四条の三中「様式第七」とあるのは「様式第七の三」と、

| | | | |
|--|-------------|--|---|
| | | 特 定 | 工 事 に 欠 け る 事 故 の 例 |
| | | 特 定 | 工 事 に 欠 け る 事 故 の 因 素 及 原 因 |
| 三 が 前 二 号 に 掲 げ る 者 で あ る こ と。 経 済 産 業 大 臣 | 一 時 間 | 三 が 前 二 号 に 掲 げ る 者 で あ る こ と。 の 知 識 経 験 を 有 す る と 認 め た 者 で あ る こ と。 | 程 を 修 め て 卒 業 す る 者 で あ り ま ず し た 者 で あ つ て 、 特 定 工 事 に 關 す る 五 年 以 上 に つ い て 、 特 定 工 事 を 修 め て 卒 業 す る 者 で あ る こ と。 経 済 産 業 大 臣 |

る者と同等以上
の知識経験を有

て当該指定再講
い。

の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る特定工事事業者の事業所の所在地を

管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

附則 この省令は、法の施行の日（昭和五十四年十一月二十二日）

一月一日）から施行する。ただし、第三条、第七条、第一条及び第二十五条第二号の規定は、去

九条 第十条及び第十五条第二号の規定に依り、附則第一項ただし書に定める日から施行する。

附 則（平成六年五月一三日通商産業省
令第四三号）

この省令は、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行令の一部を改正する政令

監督に関する法律の一部を改正する政令（平成五年政令第三百九十六号）の施行の日から

附 則
（平成九年二月二八日通商産業省
ら施行する。）

1
令第九号)
この省令は、公布の日から施行する。

月三十日まではたお従前の例によることができる。

附則（平成九年三月一〇日通商産業省令第一号）抄

（施行期日）
第一条 本省令は、平成九年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年三月二〇日通商産業省令第三四号）抄

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月三一日通商産業省令第四五号）

省令第四五号)

附則（平成二年二月二七日通商産業省令第130号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成二年一〇月三一日通商産

業省令第二八〇号
この省令は、平成十三年一月六日から施行す

附則（平成一七年三月一日経済産業

閏年正月一日續定府省令第二号

この省令は平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一八年一二月二二日経済産業省令第一〇八号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年五月三一日経済産業省令第四号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年六月十五日から施行する。

(特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に規定する講習を行う者を定める省令の廃止)

第二条 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に規定する講習を行う者を定める省令(平成十三年経済産業省令第百四十八号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に廃止前の特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に規定する講習を行う者を定める省令による指定を受けている者については、平成二十五年三月三十日までの間は、なお従前の例による。

第四条 この省令の規定による改正後の特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則(以下「新施行規則」という。)の規定により、法第四条第一項第一号及び第二項並びに新施行規則第六条第一号に規定する経済産業大臣が指定する者が行う講習は、平成二十五年四月一日から行うものとする。

(検討)
第五条 経済産業大臣は、この省令の施行後おむね三年以内に、新施行規則第三条の三から第五条まで、第八条の四及び第十条の三の規定について所要の検討を加え、必要があると認めるときには、必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月二八日経済産業省令第一五号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年七月六日経済産業省令第一五号) 抄
(施行期日)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年二月二七日経済産業省令第一五号) 抄
(施行期日)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年三月一七日経済産業省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年六月九日経済産業省令)

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、改後の様式によるものとみなす。この省令の施行の際現にある当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和五年六月九日経済産業省令)

(施行期日)

この省令は、令和五年六月九日から施行する。

(経過措置)

この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による写真の提出については、これらの規定にかかるわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

この省令による受験願書、申請書その他の文書については、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかるわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号) 抄
(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一 (第三条の3関係)

| | |
|---|--|
| 様式第一の2(第三条の2関係) (平成三〇年一二月二八日経済産業省令第一五号) | |
| 施行期日 年 月 日 | |
| 経済産業大臣 構造改革審査会開設申込書 | |
| 令和五年六月九日 | |
| この用紙の大さきは、日本標準規格A4とすること。 | |

| | |
|---|--|
| 様式第一の3(第三条の3関係) (平成三〇年一二月二八日経済産業省令第一五号) | |
| 施行期日 年 月 日 | |
| 経済産業大臣 構造改革審査会開設申込書 | |
| 令和五年六月九日 | |
| この用紙の大さきは、日本標準規格A4とすること。 | |

様式第2 第3条の5関係

様式第2 (第3条の5関係) (内閣府令第1号、内閣府令第1号を基準) 年月日
経済産業大臣 聞
名前及び代表者の氏名
株式会社(以下「会社」といいます。)は、次に記載したとおり変更します。
1. 所定の譲受権利の名称
2. 所得の年月日
3. 变更の内容

| | |
|--------|--------|
| 変更前の内容 | 変更後の内容 |
|--------|--------|

(備考) この用紙の大きさは、日本規格A4とすること。

様式第2の2 第8条の3関係

様式第2の2 (第8条の3関係) (内閣府令第1号、内閣府令第1号を基準) 年月日
経済産業大臣 聞
名前及び代表者の氏名
株式会社(以下「会社」といいます。)は、次に記載したとおり変更します。
1. 所定の譲受権利の名称
2. 所得の年月日
3. 变更の内容

| | |
|--------|--------|
| 変更前の内容 | 変更後の内容 |
|--------|--------|

(備考) この用紙の大きさは、日本規格A4とすること。

様式第2の3 第10条の2関係

様式第2の3 (第10条の2関係) (内閣府令第1号、内閣府令第1号を基準) 年月日
経済産業大臣 聞
名前及び代表者の氏名
株式会社(以下「会社」といいます。)は、次に記載したとおり変更します。
1. 所定の譲受権利の名称
2. 所得の年月日
3. 变更の内容

| | |
|--------|--------|
| 変更前の内容 | 変更後の内容 |
|--------|--------|

(備考) この用紙の大きさは、日本規格A4とすること。

様式第3 第3条の6関係

様式第3 (第3条の6関係) (内閣府令第1号、内閣府令第1号を基準) 年月日
経済産業大臣 聞
名前及び代表者の氏名
株式会社(以下「会社」といいます。)は、次に記載したとおり変更します。
1. 所定の譲受権利の名称
2. 所得の年月日
3. 变更の内容

| | |
|--------|--------|
| 変更前の内容 | 変更後の内容 |
|--------|--------|

(備考) この用紙の大きさは、日本規格A4とすること。

様式第3の2（第8条の3関係）

| | |
|---|--|
| 様式第3の2（第8条の3関係）（内閣總裁令・命令、大臣總裁令・命令規則等によるもの） | |
| 内閣 内閣總裁大臣 聞 | |
| 年 月 日 | |
| 在 所 名刺及び代表者の氏名 | |
| 株式会社東洋電機製造の監査請求書に開示を命ぜられた件に係る監査結果のうちの趣定により読み替えて使用する同監査報告書の表題6第1項の規定により掲げた更動を要いたので、次とおり申します。 | |
| 1. 監査結果詳報提出の旨 2. 監査報告書提出の旨 3. 担任の因故 | |
| (備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4をすること。 | |

様式第3の3（第10条の2関係）

| | |
|---|--|
| 様式第3の3（第10条の2関係）（内閣總裁令・命令、大臣總裁令・命令規則等によるもの） | |
| 内閣 内閣總裁大臣 聞 | |
| 年 月 日 | |
| 在 所 名刺及び代表者の氏名 | |
| 株式会社東洋電機製造の監査請求書に開示を命ぜられた件に係る監査結果のうちの趣定により読み替えて使用する同監査報告書の表題6第1項の規定により掲げた更動を要いたので、次とおり申します。 | |
| 1. 監査結果詳報提出の旨 2. 監査報告書提出の旨 3. 担任の因故 | |
| (備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4をすること。 | |

様式第4（第3条の7関係）

| | |
|---|--|
| 様式第4（第3条の7関係）（内閣總裁令・命令、大臣總裁令・命令規則等によるもの） | |
| 内閣 内閣總裁大臣 聞 | |
| 年 月 日 | |
| 在 所 名刺及び代表者の氏名 | |
| 株式会社東洋電機製造の監査請求書に開示を命ぜられた件に係る監査結果のうちの趣定により読み替えて使用する同監査報告書の表題6第1項の規定により掲げた更動を要いたので、次とおり申します。 | |
| ■承認の用意 ■承認令付かぬ月日 ■承認した監査報告書 月日付 ■承認した監査報告書 月日付 ■承認した監査報告書 月日付 ■承認した監査報告書 月日付 | |
| (備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4をすること。 | |

様式第4の2（第8条の3関係）

| | |
|---|--|
| 様式第4の2（第8条の3関係）（内閣總裁令・命令、大臣總裁令・命令規則等によるもの） | |
| 内閣 内閣總裁大臣 聞 | |
| 年 月 日 | |
| 在 所 名刺及び代表者の氏名 | |
| 株式会社東洋電機製造の監査請求書に開示を命ぜられた件に係る監査結果のうちの趣定により読み替えて使用する同監査報告書の表題6第1項の規定により掲げた更動を要いたので、次とおり申します。 | |
| ■承認の用意 ■承認令付かぬ月日 ■承認した監査報告書 月日付 ■承認した監査報告書 月日付 ■承認した監査報告書 月日付 ■承認した監査報告書 月日付 | |
| (備考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4をすること。 | |

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

| | |
|---|--|
| 様式第5(第4条の2関係)〔平成2年6月1日改正、令和元年6月1日施行〕 | |
| 農林省農業技術監査委員会 | |
| 農業技術監査委員会監査報告書 | |
| 年 月 日 | |
| 農業技術監査大区 周 | |
| 任 用 | |
| 名前及び代議者の氏名 | |
| 別紙のとおり農業技術監査委員会監査大区にて、特許行政監査員の監査業務の実施に 關する方法を規定する規則第3条の2の規定の趣旨により監査出張。 | |
| (簽名) _____ 年 _____ 月 _____ 日 (監査官の署名) _____ 年 _____ 月 _____ 日 | |

(参考) この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

| | |
|---|--|
| 様式第5号の2(第3項の3関係) (平成6年4月1日施行、令和元年6月1日改定) | |
| 認定認可登録登記届出書 | |
| 年 月 日 | |
| 経営者登記大元 略 | |
| 住 所 | |
| 姓名及び代表者の氏名 | |
| 登記のとおり認定登録登記を受けるために、特段の支拂費用負担の上に依り認められ、算定する登記料金を支拂うことを了承する旨の誓約書 | |

(参考) この用紙の大きさは、日本通商規格A4とすること。

様式第6（第4条の2関係）

| | |
|---|-------------|
| 様式第6（第4条の2関係） | |
| 再譲契約書類変更登記公書 | |
| 年 月 日 | |
| 経営者様大口 勘 | |
| 印 手 | |
| 名前及び代表者の氏名 | |
| 再譲契約書類変更登記の件に付する、特定の又は複数の図面等の添付書類の変更登記を行なう場合に、当該書類の提出を受ける旨の記載 | |
| 1. 施設の名称 2. 施設の所在地 3. 施設の用途 4. 施設の内容 | |
| 契 約 の 内 容 | 變 更 領 の 内 容 |
| 5. 变更の年月日 6. 变更の理由 | |
| (備考) この用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。 | |

様式第6の2（第8条の3関係）

| | |
|---|-------------|
| 様式第6の2（第8条の3関係） | |
| 再譲契約書類変更登記公書 | |
| 年 月 日 | |
| 販売業者様大口 勘 | |
| 印 手 | |
| 名前及び代表者の氏名 | |
| 再譲契約書類変更登記の件に付する、特定の又は複数の図面等の添付書類の変更登記を行なう場合に、当該書類の提出を受ける旨の記載 | |
| 1. 施設の名称 2. 施設の所在地 3. 施設の用途 4. 施設の内容 | |
| 契 約 の 内 容 | 變 更 領 の 内 容 |
| 5. 变更の年月日 6. 变更の理由 | |
| (備考) この用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。 | |

様式第6の3（第10条の2関係）

| | |
|---|-------------|
| 様式第6の3（第10条の2関係） | |
| 再譲契約書類変更登記公書 | |
| 年 月 日 | |
| 経営者様大口 勘 | |
| 印 手 | |
| 名前及び代表者の氏名 | |
| 再譲契約書類変更登記の件に付する、特定の又は複数の図面等の添付書類の変更登記を行なう場合に、当該書類の提出を受ける旨の記載 | |
| 1. 施設の名称 2. 施設の所在地 3. 施設の用途 4. 施設の内容 | |
| 契 約 の 内 容 | 變 更 領 の 内 容 |
| 5. 变更の年月日 6. 变更の理由 | |
| (備考) この用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。 | |

様式第7（第4条の3関係）

| | |
|--|-------------|
| 様式第7（第4条の3関係） | |
| 再譲契約書類変更登記公書 | |
| 年 月 日 | |
| 経営者様大口 勘 | |
| 印 手 | |
| 名前及び代表者の氏名 | |
| 再譲契約書類変更登記の件に付する、特定の又は複数の図面等の添付書類の変更登記を行なう場合に、当該書類の提出を受ける旨の記載 | |
| 1. 施設の名称 2. 施設の所在地 3. 施設の用途 4. 施設の内容 | |
| 契 約 の 内 容 | 變 更 領 の 内 容 |
| 5. 变更の年月日 6. 变更の理由 | |
| (備考) 1. この用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。 2. 「施設に付する、特定の又は複数の図面等の添付書類」の欄には、施設の構造図や平面図、施設の構造図や平面図等の複数の図面等を記入すること。 | |

(参考)

- この用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。
- 「落札に伴い一律する指置」の欄には、落札の実事の見切方法、落札手数料等について記載すること。

| | |
|--|--|
| 様式第3(第4条の4関係)(平成26年令、令和元年、令和2年用)(第一回) | |
| 販賣業者登記届出書 | |
| 年 月 日 | |
| 経営者登記大区 例 | |
| 社名 | |
| 名義及び代表者の氏名 | |
| 引取のより販賣業者登記を提出した後、販賣業者登記の効力が発生するまでの間、販賣業者登記の権利を被るに際して、該店の販賣の取扱いを統括する者として、販賣の取扱いにより行動する者。 | |
| 本件に付した実業計画の年度 | |
| 検査の履歴 | |

(参考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

| | |
|--|---|
| 様式第3の2(第6条の4関係) (付録第1表) | |
| 申請者(会社名) 佐川急便株式会社 | |
| 申請年月日 令和3年6月1日 | |
| 出店許可要件計画書提出書 | |
| 年 | 月 |
| 日 | |
| 経営基盤大区別 | |
| 出 市 | |
| 名前及び代表者の氏名 | |
| 支店(カブシキガシラ)又は販賣部(ボンメイブ)を有しない場合、特許・公算・特許権・機械等の設備の所有権(ヨウシエン)若しくは使用権(ヨウジエン)を有する場合は、その権利の所有者(ヨウシエンザイ)の氏名により記入して差し出す。又は、個人の場合は、その要領により記入せよ。 | |
| 住所(丁寧な実施地の住所) | |
| 税務登録番号 | |

(参考) この用紙の大きさは、日本後業規格とすること。

様式第8の3（第10条の2関係）（印紙料未納・未記、未記載欄に「未記載」を記入）

| | |
|---|-------------|
| 年 月 日 | 特許実用新案登録出願書 |
| 出願者(本名) 様 | |
| 名前及び代表者の氏名 | |
| 本件の特許実用新案登録を実施したところ、特許庁の審査結果の登録が未確定である旨を明記する旨の表示により提出します。 | |
| 内規・法律規則の範囲 外規の範囲 | |
| (備考) この用紙の大きさは、日本実業規格A4としてあります。 | |

様式第9（第4条の5関係）（印紙料未納・未記、未記載欄に「未記載」を記入）

| | |
|---|-------------|
| 年 月 日 | 特許実用新案登録出願書 |
| 出願者(本名) 様 | |
| 名前及び代表者の氏名 | |
| 本件の特許実用新案登録を実施したところ、特許庁の審査結果の登録が未確定である旨を明記する旨の表示により提出します。 | |
| (備考) この用紙の大きさは、日本実業規格A4としてあります。 | |

様式第9の2（第8条の3関係）（印紙料未納・未記、未記載欄に「未記載」を記入）

| | |
|---|-------------|
| 年 月 日 | 特許実用新案登録出願書 |
| 出願者(本名) 様 | |
| 名前及び代表者の氏名 | |
| 本件の特許実用新案登録を実施したところ、特許庁の審査結果の登録が未確定である旨を明記する旨の表示により提出します。 | |
| (備考) この用紙の大きさは、日本実業規格A4としてあります。 | |

様式第9の3（第10条の2関係）（印紙料未納・未記、未記載欄に「未記載」を記入）

| | |
|---|-------------|
| 年 月 日 | 特許実用新案登録出願書 |
| 出願者(本名) 様 | |
| 名前及び代表者の氏名 | |
| 本件の特許実用新案登録を実施したところ、特許庁の審査結果の登録が未確定である旨を明記する旨の表示により提出します。 | |
| (備考) この用紙の大きさは、日本実業規格A4としてあります。 | |

| | | | |
|--|-------|----------------------|------|
| 様式第1号の(添山県の第2回) | | (印鑑登録料金、免許料金等)今後は該用紙 | |
| 公認農場登録者等 | | | |
| 年月日 | | | |
| 施設名 | | 姓 | |
| 所在地大字、町名 | | 名前及び姓の表示 | |
| 種々の公的機関に提出する書類に使用するためのものとし、本登録証明書は、公認農場登録の確定により公認農場として公認される日(即ち第4項第1項の規定により、あくまでも)より有効である旨を記載する。 | | | |
| 1. 公認農場登録の申請 | | | |
| 2. 公認農場登録の承認 | | | |
| 3. 公認農場登録の登録 | | | |
| 4. 公認農場登録の届出 | | | |
| 5. 公認農場登録の登録 | | | |
| 登録番号 | 登録年月日 | 姓 | 名前 |
| 公認農場登録料 | 免許料金 | 登録料金 | 登録料金 |
| 登録料金 | 登録料金 | 登録料金 | 登録料金 |
| (署名)「八郎の子のナカ」日本農業協同組合アソシエート」 | | | |

| | |
|--|--|
| 第式第11(各店舗用) (印字用紙の場合は、右端に印字する。) | |
| ①郵便番号 | |
| ②受取人名 年 月 日 | |
| ③交付日 | |
| ガソリン消費税の回収金額を算出するための記入欄 | |
| 年 月 日 | |
| 事業者登録者名 | |
| 住所 | |
| 記入欄に記載の事業者の運営・監督権の有無に問題がある旨を記入する。 より、販売又は供給の実態と異なる場合の場合は、必ず「運営」又は「監督権」を記入の上記を記入せよ。決して誤りを申告せよ。 | |
| 1. 具 名 | |
| 2. 住 所 | |
| 3. 年 月 日 | |
| 4. 駐車場 | |

(備考) 1 この用紙のときは、日本連盟税表A-4とすること。
2 会員の場合は、記入しないこと。

様式第12(第6条の4関係) (付表第6号、付表第7号、付表第8号、付表第9号)
 ガス販賣機器設置工事監査員認定申請書
 年月日
 移住者氏名
 認定機器種別名前及び代表者の氏名
 特定ガス販賣機器の設置工事の監査に使用する規範施行規則第9条の4に規定する様式を添付したてて、この様式で記入されます。
 (備考) この用紙の用ひある場合は、日本語要領書を4枚すること。

ガ・消費機器設備工事監督者心得

- 1 宮に物を立てる機器の監修工事監督者に対する法規を守り、特定ガス機器の運営に従事すること。
- 2 確保し、必ず本規則を遵守すること。
- 3 本資格証の記載事項に変更を有じて、又は本資格証を廃し、廃しづしくは4つのときは、次交付の規格を受けること。
- 4 本資格証の記載事項に変更を有じて、又は本資格証を廃し、廃しづしくは5つのときは、本資格証の記載事項を書き直したり、其写真を貼り替えたりしないこと。
- 6 本資格証の有効期間までに経済産業大臣又はその指定する者が行う講習を受けること。

The diagram illustrates the relationship between two documents:

- Top Document:** '立司古跡修復工事監督者資格証' (Qualification Certificate for Supervising the Restoration Work of the Kōsōgō Shōsōin).
- Bottom Document:** '立司古跡の施工' (Construction Work of the Kōsōgō Shōsōin).

A vertical arrow points from the top document down to the bottom one. A horizontal arrow points from the left side of the top document towards the right side of the bottom document.

| |
|-----|
| 住　所 |
|-----|

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本版面規格A4とする。
2 委託の場合は、記載しないこと。

| | |
|--|-------|
| 株式会社 第1号(新規) (アリスモウキ・セイギ、セイギテクノロジ・ゼンシヤクヒヤクイチゴ) | |
| 御守り番地番号: 03-3333-1111 電話番号: 03-3333-1111 | |
| 工事事業者の氏名 又は名称及び連絡先 TEL | |
| 監督者 の 氏 名 | |
| ★構造の番号 | |
| 施工 内 容 及 び 施工 年 月 日 | 年 月 日 |
| (備考) 1 文字以上、英語に満たないものもしくは | |

(備考) 1 文字は、容易に消えないものとすること。
2 大きさは、横4センチメートル以上5センチメートル以下、横?